

学友会学生理事会公示第 G149003 号

2025 年 10 月 17 日

東京大学教養学部学友会学生理事会

東京大学教養学部文化活動施設運営協議会の委員の公募に関する公示

東京大学教養学部文化活動施設運営協議会細則（以下単に「細則」という。）第 3 条第 4 号の規定に基づき、同協議会における本会が選出する委員の選出について、下記のとおりその立候補の受付を行う。なお、細則の全文は別紙のとおりである。

記

1 目的

東京大学教養学部文化活動施設運営協議会（以下「運営協議会」という。）は、多目的ホールの予算及び管理運営に関わる事項を審議する機関である（細則第 2 条）。

本公募は、同協議会に学友会学生理事会の選出により委員として参加する学友会普通会员を定めるために行うものである。

2 応募資格

学友会普通会员であること。

3 選出人数

2 人

4 募集期間

2025 年 10 月 17 日から同月 21 日まで

5 応募方法

下記の Google フォームに必要事項を入力の上、送信すること。

<https://forms.gle/9FbxLqoX7qT4sx4YA>

6 選出方法

2025 年 10 月 22 日午後 8 時に開催を予定している本会学生理事会の集会において選考を行い、応募者の中から 2 人を選出する。選考に当たっては、応募者を参考人として招致する見込みである。

選出後は、速やかに多目的ホール総務部に対し、選出の事実及び選出された者の氏名並びに当該者の電子メールアドレスを通知する。

7 任期

後任の委員が選出されるまでとする。

8 その他

運営協議会は、原則として4月、10月及び1月の年3回開催される（細則第5条第1項）。

以上

東京大学教養学部文化活動施設運営協議会細則

第1条 この細則は、東京大学教養学部文化活動施設運営協議会（以下「運営協議会」という。）の組織及び運営について定める。

第2条 運営協議会は、多目的ホールの予算及び管理運営に関わる事項を審議する。

第3条 運営協議会は、次の各号に掲げる委員によって構成される。

- (1) 教養学部学生委員の教官2名
- (2) 教養学部長（以下「学部長」という。）が任命する教官2名
- (3) 多目的ホール使用団体連絡会議総務部から議長を含む3名
- (4) 学友会学生理事会において選出された学友会普通会員2名
- (5) 教養学部学生課から1名

第4条

- 1 運営協議会に議長を置く。
- 2 議長は、教官から1名と学生から1名の2名をもって充てる。
- 3 議長は、運営協議会を召集し、議事を主宰する。

第5条

- 1 議長は毎年4月、10月、及び1月に定例の運営協議会を召集する。
- 2 学部長又は定員の3分の1以上の委員の要求があった場合は、議長は運営協議会を召集しなければならない。
- 3 運営協議会は3分の2以上の委員の出席をもって成立する。

第6条 本細則の改正は、運営協議会の定員の過半数の委員の賛成による。

附 則

この細則は、平成10年6月18日から施行する。